

平成26年3月第28回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成26年3月3日第28回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子                      2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子                      4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司                      6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子                      8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭                      10番 渡邊健一

11番 四宮規彦                      12番 高野進

13番 熊澤勇                      14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則                      17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人 見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	東 常 太 郎	商工観光課長	
都市建設課長	日 下 初 夫	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課長	作 間 行 雄	復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
教育長	岩 城 敏 夫	会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子
生涯学習課長	渡 辺 壮 一	学務課長	遠 藤 敏 夫
生涯学習班長		農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
主 事	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

## 議事日程第 2 号

〔議事日程表末尾掲載〕

### 本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 議案第 8 号 亶理町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 9 号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 10 号 亶理町子ども・子育て支援審議会条例
- 日程第 5 議案第 11 号 亶理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 12 号 亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 13 号 工事請負変更契約の締結について（平成 25 年度亶理町立長瀬小学校災害復旧工事）
- 日程第 8 議案第 14 号 工事請負変更契約の締結について（平成 25 年度亶理町立荒浜中学校災害復旧工事）
- 日程第 9 議案第 15 号 工事請負変更契約の締結について（平成 25 年度亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交））
- 日程第 10 議案第 16 号 工事請負変更契約の締結について（平成 23 年度わたり温泉島の海災害復旧工事）
- 日程第 11 議案第 17 号 町道の路線認定について
- 日程第 12 議案第 18 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 19 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置

規約の変更について

- 日程第14 議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第15 議案第21号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第16 議案第22号 平成25年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第23号 平成25年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第24号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第25号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第26号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第21 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第22 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第23 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第24 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第25 議発第1号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、17番 佐藤 實議員、1番

鈴木洋子議員を指名いたします。

#### 議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、議員提出議案についてであります。議員から条例改正案1件が提出されております。

第2、説明員の変更通知があります。生涯学習課熊澤課長にかわり生涯学習課渡辺班長が本日の会議に説明員として出席していますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第8号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第9号 亘理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第8号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第3、議案第9号 亘理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第8号及び議案第9号について当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第8号及び議案第9号についてご説明申し上げます。

まず、議案書1ページになります。

議案第8号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

続きまして、次のページ、2ページになります。

議案第9号 亙理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

亙理町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正すると、この2条例の改正でございますけれども、いずれも特別職及び町職員が海外への出張をする際、スーツケース等の旅行の準備品に対しまして支度料というものを支給する規定がございましたが、今般海外旅行、それから長期の旅行につきまして、確かに一般的に珍しいものではなくなったということから、この支度料の規定そのものの必要性が薄れてきたということから今回削除をするものでございます。

それでは、新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページにつきましては、特別職の分でございますが、この6条に規定のございます「支度料及び」という文言と、同様に別表3に支度料の金額等の規定がございましたので、こちらを削除するという改正でございます。

続きまして、新旧対照表の2ページ、3ページでございますが、こちらにつきましては、町の一般職員の支度料につきましての文言、それから支度料の規定についての文章等でございますが、こちらに関連する分を全て削除するということと、4ページになりますが、特別職と同様に別表に支度料の期間ごとの金額等示してございましたので、そちらをあわせて削除するという内容でございます。

議案書の1ページにお戻りいただきまして、施行期日でございますが、これは議案第9号も同様でございます。

第1項、この条例は平成26年4月1日から施行する。

第2項、改正後の亙理町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第8号 亙理町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお伺いします。

職員の方で支度料を支給されているケースがあったのか。もしあった場合はどう  
いうケースなのかお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） ございました。近年で申し上げますと、毎年行っております中学生のオーストラリアの派遣研修ですね。そちらでの団長及び随行員の旅費として支度料を支給してございました。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 亶理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

#### 日程第4 議案第10号 亶理町子ども・子育て支援審議会条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第10号 亶理町子ども・子育て支援審議会条例の件  
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第10号 亶理町子ども・子育て支援審議会条例に  
ついてご説明申し上げます。

新規条例の制定ということになります。

制定理由につきましては、子ども・子育て支援法が24年に制定されまして、27年  
4月から本格施行となります。その中におきまして、子ども・子育て支援事業計画  
の策定と事業を進めるようになるわけなんです。支援法の第77条に市町村等にお  
ける合議制の機関設置の努力義務、それからその設置に当たっては組織及び運営に  
関し必要な事項は条例で定めるよう規定されております。このことから今般条例を  
制定し、審議会を設置するものでございます。新規条例になりますので、全文朗読  
をして説明とさせていただきます。

第1条、設置。

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、亶理町子ども・子育て支援  
審議会（以下、「審議会」という）を置く。

第2条、所管事務。

審議会は次に掲げる事項を調査審議する。

（1）法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項。

項目的には4点ほどございます。

（2）その他児童福祉及び子ども・子育て支援に関する施策における重要な事  
項。

第3条、組織。

審議会は、委員15人以内で組織する。

2、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。



- (1) 子どもの保護者。
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。
- (4) 関係機関及び関係団体から推薦された者。
- (5) その他町長が必要と認める者。

#### 第4条、任期。

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2、委員は再任されることができる。

#### 第5条、会長及び副会長。

審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2、会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

#### 第6条、会議。

審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2、審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4、会長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

#### 第7条、委任。

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附則。

- 1、施行期日。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2項の亶理町児童福祉施設運営審議会条例の廃止でございますが、今般の審議会の設置に伴って、これまでの児童福祉施設運営審議会の中で盛り込んでいる事務の関係が含まれますので、今回審議会の条例の廃止をするものでございます。

2、亶理町児童福祉施設運営審議会条例は、廃止する。

3、亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改める。

別表中「児童福祉施設運営審議会委員」を「亶理町子ども・子育て支援審議会委員」に改めるものであること。

以上で、説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今課長が説明されましたけれども、77条第1項の第1号に特定教育・保育施設とありますけれども、これはどういうものを指しているんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 認定こども園、それから幼稚園等の関係の施設給付を受ける施設ということになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく77条第1項第2号、これにも特定地域型保育事業とありますけれども、これは具体的にどういう施設を指しているんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） こちらにつきましても、施設給付の関係となる小規模保育所、それから家庭的保育事業所ということになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 77条第2項は、前項第1項の合議制の機関は、同法各号に掲げる事務を処理するに当たって、地域の子ども及び子育て世帯の実情を十分踏まえなければならないとなっております、そこで、大事なのは子供の保護者ですね。この審議会に何人ぐらいの子供の保護者を審議委員として考えているのか。あともう一つは、この審議会は原則公開なのか。3点目は、議事録は公表されるのか。

その3点についてお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 審議会委員の保護者の方でございますが、一応公募で進めたい考えで二、三名程度を考えております。

それから、会議録と公開の関係でございますが、最終的にまだ決定はしておりま

せんが、県の子ども・子育て会議においても公開と会議録等を情報公開していますので、そちらを踏まえながら検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、第4条、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はということがございますけれども、この補欠の委員、何の補欠だということになると思いますので、前のほうに「委員の」とありますから委員だなというのとはわかると思いますけれども、その前にやはり「ただし」の次に委員が欠けた場合における補欠の委員の任期はとか何かそういった文言を入れたらいいんじゃないかなということをもとまず1点思いました。

それから、もう1点。第5条の審議会に会長及び副会長を置きとあります。会長を何名置いて、副会長を何名置くのか。例えば会長1人、副会長2人なのか。それとも、会長及び副会長1人なのか、こういった人数を入れるといいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず1点目の補欠委員の任期ということで、他町村の条例等も参考にさせていただきながら盛り込んだんですが、補欠委員の任期ということで欠けた場合の補充ということで御理解いただけるものかなと思っております。

それから、第5条の会長及び副会長を置きということで、人数を入れたらいかかということなんですが、人数指定しなければ1名ということで、普通であれば会長を置きとかということで1名とかも盛り込んでおりませんので、その解釈でそれぞれ1名と考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） この審議会は、子ども・子育て支援法によって各市町村が定めなければならないという多分規定の中で定めていると思うんですが、この審議会のウエートというか、どのぐらい市町村に対して当該町村に対して審議会となれば諮問機関なのか、ある程度町の計画に計画変更とかどのぐらいの力を持たせるつもりでいるのかということを知りたいかと、はっきり端的に言えば、審議会の意見を。どんな考えを持ってこれを設置しようとしているか。目的だ。それをお答えください。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） この審議会、先ほど支援法の中の第77条第1項の各号の関係で、一番ウエートを占めるのが、子ども・子育て支援事業計画の策定の関係で、その事務を処理するということになりますが、合議制の機関で意見を聞いて策定するようになりますので、その委員の皆様には今やっているニーズ調査、その分析、それから町の状況等いろいろ踏まえた上で、ニーズに対する事業の確保関係、要するに施設的なこと、人的なことも含めてそういう計画の策定がメインになるかと思っておりますので、実質的には大きなウエートを占めてくるのかなと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） これからの27年までに計画をつくるという話ですけれども、計画は計画として方向性を示すのはわかるんですけれども、その審議会が果たす役割、いざできた、今も児童福祉施設というのは運営されているんですけれども、今回は名称が変わると。そして新しい法律ができるということでこういう名称になる。けれども、この審議会というのにはもうちょっとウエートを置いて、世の中にはいろいろな学識経験者、先生、そして保護者、そしてまた一般の方々も入れるべきだと思うんです。地域の声として。そういう意見はやっぱり聞いて、児童福祉施設の運営はどうあるべきかということを知りたい、行政の参考にするような審議会になればいいのかなと私は考えるんですけれども、そのような考えは持っているのか持っていないのか。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 支援法の77条の4号に子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するということで、計画した後の状況についても、いろいろご意見をいただき推進をしていくようになろうかと思っております。

それから、一般的な住民ということでの考えでございますが、県から一応示されているというか指導を受けている関係では、保護者、それから2号、3号での状況等入っているわけなんです、その他といたしましては、町長が必要と認める者ということで、労働者の関係で事業者の関係からも参加を求めるようにしたほうがいいということでお話がありますので、その点は考えております。

それで、今後その一般の方々、他町村のやつを見ると一般というのが余りありません。実質的にはかかわる方々ということでやっておりますので、その辺町長が必要と認める者の中でちょっと検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号 亶理町子ども・子育て支援審議会条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 亶理町子ども・子育て支援審議会条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 亶理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する  
条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第11号 亶理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第11号 亶理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

亶理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正するということで、内容につきましては、別冊の新旧対照表を使って説明申し上げますので、新旧対照表の5ページ、亶理町議案第11号資料をごらんいただきたいと思います。

この条例の第8条、行政財産の目的外使用におきまして、他の条例に定めるものを除くほか、行政財産の用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可されたものからは別表に掲げる使用料を徴収すると、第1項において定められておきまして、その別表につきましては、ここに記載のとおり土地、建物、動産の3つに区分されております。

今回の改正につきましては、土地、建物につきましては変更はございませんが、具体的には平成26年4月1日からの消費税の税率改正に伴う変更でございまして、動産にかかわるところの右の現行の1年間の償却されるべき金額に1.05を乗じて得た額に、当該年度における修理費用を加算した額となっている1.05の部分、消費税の税率改正に伴いまして1.08に改正するものでございます。

なお、互理町におきましては、動産の貸し付け事例はございませんが、自動車、いわゆる公用車等が動産に相当します。

議案書にお戻りいただきたいと思っております。

議案書の5ページでございしますが、附則といたしましてこの条例は平成26年4月1日から施行するという内容でございします。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今企画財政課長が説明されましたけれども、消費税増税に伴う改正となります。12月議会でもお尋ねしましたけれども、中央公民館、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、農村環境改善センターなどの4月からの使用料はどうなるんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） これも12月の定例会の際に申し上げたんですが、基本的には消費税については、全ての使用料等に転嫁をするという考え方でございます。ただし、今議員からご質問のありました施設につきましては、単価がそもそも低いということで1.05から1.08にかけましても何十円という差でかえって煩雑になるということから、転嫁はするんですけれども、結果的に使用料については据え置きということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号 亶理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第12号 亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第12号 亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例の件議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案第12号 亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

今回の改正は、消費税法の改正により税率の引き上げに伴う改正でございます。

亶理町道路占用料条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表6ページ、最後のページでございますが、それによりまして説明を申し上げます。

別表は、道路占用料の徴収について規定してございます。占用の期間が1月未満であるときは、消費税の課税対象でございます。1月未満の端数計算に係る消費税の改正でございます。

アとしまして、単価が1年当たりの定額で定められている物件の場合には、単価

を12で除して得た額に1.05を乗じて得た額を端数計算し、さらに12を乗じて得た額としておりましたが、消費税法の改正により1.05を1.08に改めるものでございます。

イにつきましては、単価が1日または1カ月当たりの定額で定められている物件の場合の規定でございまして、単価に1.05を乗じて得た額を端数計算しておりましたが、消費税法の改正により1.05を1.08に改めるものでございます。

議案書の6ページに戻っていただいて、附則としましてこの条例は平成26年4月1日から施行する。

以上で、議案第12号について説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号 亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 亶理町道路占用料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第13号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亶理町立長瀬小学校災害復旧工事）

日程第 8 議案第14号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亶理町立荒浜中学校災害復旧工事）

日程第 9 議案第15号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野



団地) 宅地整備工事 (復交) )

日程第10 議案第16号 工事請負変更契約の締結について (平成23  
年度わたり温泉島の海災害復旧工事)

議長 (安細隆之君) 日程第7、議案第13号 工事請負変更契約の締結についてから日程  
第10、議案第16号 工事請負変更契約の締結についての以上4件は、関連があ  
りますので一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長 (安細隆之君) 議案第13号から議案第16号までについて、当局からの提案理由の説  
明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 (吉田充彦君) それでは、続きまして、議案第13号 工事請負変更契約の締  
結についてから説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1  
項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするで  
ございます。

記としまして、工事名が平成25年度亘理町立長瀬小学校災害復旧工事でございます。

変更請負金額につきましては、10億4,119万5,750円、1,311万6,600円の増額でご  
ざいます。

契約の相手方につきましては、阿部建設・阿部工務店特定建設工事共同企業体で  
ございます。

資料につきましては、続いて8ページごらんいただきたいと思います。

第2回変更契約年月日が、平成25年8月30日でございます。

今回の変更理由につきましては、まず現地精査をした結果、地盤改良施工時に腐  
植土層の抜き取りを行ったため、当初計画しておりました校舎周りの盛り土材に不  
足が生じたことから、荒浜中学校の現場より土捨て場に運搬を計画しておりました  
残土を運搬距離の近い本現場へ仮置きし使用したいことから、残土の敷きならし  
1,680立米を変更により新たに計上し、工期の延長に伴い共通仮設費の中の仮囲

い、シートゲートの日額賃料が増となった賃料分と現場に設置されております仮囲い延長の変更について、この工事の概要の表に記載のとおり変更するものが1点でございます。

それからもう1点につきましては、本工事におきまして平成25年11月11日以降の出来高残工事について、インフレスライド、工事の概要の表の下段に記載しておりますが、これにつきましては、工事請負契約書の第25条第6項に基づき、予期することができない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレまたはデフレを生じ、請負金額が著しく不相当となったとき、請負金額の変更を請負者が請求できる措置でございまして、このインフレスライドの請求が請負業者より請求がありましたので、スライド分の増額変更もあわせて行うものでございます。

なお、9ページの配置図の中に赤書きしている部分が今回第3回目の変更部分でございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上が議案第13号になります。

続きまして、議案第14号、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございます。

記としまして、工事名が平成25年度亘理町立荒浜中学校災害復旧工事でございます。

変更請負金額が15億864万420円、708万7,920円の増額でございます。

契約の相手方につきましては、阿部建設・阿部工務店 特定建設工事共同企業体でございます。

資料につきましては、次の11ページをお開きいただきたいと思います。

第2回変更契約年月日が、平成25年8月30日でございます。

変更理由につきましては、現地精査をした結果、地盤改良工事に伴いまして腐植土層の抜き取りを行ったことにより、校舎周りの盛り土材に不足が生じたことから、本現場から土捨て場への運搬を計画しておりました残土、それから地盤改良を行った際に発生した残土をその盛り土材として使用するため、長瀬小学校の現場内

の仮置き場への運搬費と、北の階段基礎施工箇所に埋設しておりました鉄筋コンクリートづくりの浄化槽の解体処分費、それから工期延長に伴いまして仮囲い、シートゲートの日額賃料の日数が増となったため、賃料分並びに現場に設置されている仮囲い延長の変更を行うものでございます。数量については、この概要の表に記載のとおりでございます。

それから、もう1点の理由につきましては、本工事について平成25年11月11日以降の出来高残工事について、先ほどと同じようにインフレスライドの請求が請負業者よりありましたので、スライド分の増額変更をあわせて行うものでございます。

なお、12ページの配置図中の赤書きしている部分が今回の第3回目の変更区分でございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上が議案第14号でございます。

続きまして、議案第15号、議案書の13ページになります。

議案第15号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年5月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございます。

記としまして、工事名が平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）でございます。

変更請負金額が2億5,943万5,050円、1,845万5,850円の増額でございます。

契約の相手方については、八木工務店・阿部工務店 特定建設工事共同企業体でございます。

資料につきましては、次の14ページをお開きいただきたいと思います。

変更契約年月日が、平成25年12月16日でございます。

今回の変更理由につきましては、現地調査をした結果、まず1点目が当初盛り土工につきましては、沈下板にて造成高の管理をしていたところ、約20センチ程度の沈下が見られたことから、その分の盛り土運搬量として当初ここに記載の2万5,900立法メートルから3万2,500立法メートルに変更するものでございます。あわせて敷きならし、締め固めを2万1,600立法メートルから2万4,200立法メートルに変更するものでございます。

それから、2点目が本工事に関しましてこれも先ほどと同様に請負業者よりインフレスライド適用の申請がございましたので、残工事をもとに平成26年1月15日を基準日として単価のスライド、いわゆる単価の増を行うため変更するものでございます。

なお、15ページについては位置図、16ページに平面図を添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上が議案第15号になります。

続いて、議案第16号、議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について。

平成24年2月23日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございませう。

記としまして、工事名が平成23年度わたり温泉鳥の海災害復旧工事でございます。

変更請負金額が4億8,457万5,000円、6,825万円の増額でございます。

契約の相手方については、株式会社大林組東北支店でございませう。

資料については、次の18ページをごらんいただきたいと思います。

契約年月日が、平成24年2月23日でございませう。

今回の変更理由と工事の概要につきまして説明申し上げますと、現地精査の結果、まず1点目が建築関係につきましては、今回の大震災の大津波によりまして1階及び屋外の主要設備が大破した状況を考慮しまして、浸水対策のため外部に設置する受変電設備、非常用自家発電設備、貯水槽、オイルタンク、空調用熱電源機の基礎コンクリートを変更により新たに1メートルかさ上げするものでございまして、コンクリートのボリュームにしまして、この表に記載の114立法メートルとあわせてフェンス62メートルを変更により新たに施工するものが1点目でございます。

それから、2点目につきましては、この電気関係。電気関係につきましては、この後説明します機械関係の空調用熱電源機の電気式への変更と、個別式空調機導入によりますトランス容量、幹線、動力工事の追加分を変更するもので、受変電設備

につきましては、電灯電源の電力を100キロボルトアンペアから150キロボルトアンペアに格上げするものと、動力電源の300キロボルトアンペアを追加するものでございます。発電機につきましては、変更により43キロボルトアンペアから117キロボルトアンペアに電力を変更するものでございます。

3点目が機械関係でございますが、機械関係につきましては、まずオイルタンクについては既設の地下埋設型のタンクが消防の検査によりまして使用不可と判断されたことから、今回変更により新たに地上式のタンクを設置するものでございます。汚水槽につきましては、長期停電のためにトイレの水洗機能が使用不能となることが判明したことから、今回変更により新たに汚水槽を設置し、災害発生時の際の一時避難時に備えるものでございます。空調換気設備につきましては、中央式空調の熱源機を燃焼式から電気式に変更し、従来必要でありました春秋の冷暖房の切り替え作業をすることなく、常時冷暖房を使用可能としまして利便性を図るものでございます。

それから、3階の各客室、4階、5階には個別式の空調機を今回変更により新たに設置し、部屋別の冷暖房を可能とするとともに、万一浸水等によりまして中央式の空調の熱源機が使用不能となった場合でも、3階以上は電力の復旧とともに空調が即使用できるようにするものでございまして、各フロアのエアコン等の台数につきましては、変更後の欄に記載のとおりでございます。

それから、図面等でございますが、19ページが1階平面図で黄色で塗色した部分が今回の施工部分となります。

20ページから22ページまでが各フロアの空調機器の設置箇所、23ページについては屋上の室外機の設置箇所でありまして、黄色で塗色したところが今回の施工部分となります。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上が議案第16号でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第13号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今企画財政課長が説明されましたけれども、工事請負契約書、第25条第6項に基づいて工事請負契約を変更するんだと。インフレスライドを導入したということなんですけれども、今まで議会で議決すべき工事請負契約でインフレスライドを導入したというのは余り記憶がないんですけれども、それでお伺いしますけれども、今どこの被災地でも問題になっておりますけれども、問題というか賃金とか主要な工事材料費の高騰については、この25条ではどういうふうに規定されているんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 労務単価等については、今現在町で係る分については県の土木部、それから農林水産部といろいろありますけれども、それぞれ労務単価については、年にたしか3回か4回程度労務単価の見直し等によりまして、その都度変更等で対応しているという状況でございます。

鞠子議員がおっしゃったように、今までインフレスライドについて事例がないということで、私もいろいろ議事録等見ましたけれども、今回がインフレの影響が著しいということで今回が初めてのようでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） ちょっと確認したいんですけれども、この中の共通仮設費で供用日数が150日から360日、これは仮囲いとかシート、シートゲート。それで、工期については変更なしということなので、何で150日から360日もこの仮囲いとかシート、シートゲート、これは使用するという事になったのか。その辺の内容について1つお願いします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。

まず、今回のこの工期の変更はございませんということになっておりますけれども、一番最初は6月18日から3月の24日までということでした。それで、この3月24日から今回は6月30日ということでの延長もございましたので、このような仮囲いの期間の150日から360日とこのように変更になったと。このようなわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 外構工事で浄化槽の解体工事というのが含まれてきたんですけれども、この浄化槽のあるなしなんていうのは当初からわかっていることで、今ごろになって変更の中に浄化槽の解体なんて出てくるのはおかしいんじゃないかと。当初で何でこういうのを上げていないのかとそういうこと。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） この浄化槽なんですけれども、当初からなぜ入っていないのだと。現場を見たときに、浄化槽の部分が津波で埋まってしまったんですね。それで、埋まってしまったためにその分は最初からその計画には入っていなかったということでございます。それで、工事が進む段階でこの浄化槽があったと、このようなことがわかったわけでございますので、今回このような変更契約ということで上げてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 津波で校舎とかいろいろ傷められたというのはわかるけれども、鉄筋コンクリートのRCが全部流されたわけではないですよ。それで、トイレのある場所というのは、何ぼ痛めつけられたってその近辺に浄化槽があるというのはわかっているはずなんです。当初の積算の段階で。それが砂に埋められたからそれを見落としたということは、普通、プロの解体設計する人は考えられないと思う。これは見落としたと言えははっきりわかるんだけど、わからなかったのでは済まない。大体校舎があって、お墓のようにお墓の下も全部ないというならわかるけれ

ども、浄化槽のある場所というのはもう壊れる前からの設計書があるんだから、その位置を確認できなかったという事態がおかしいと思いますよ。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 確かに浄化槽の場所というのは変わるわけではございませんので、今回この津波でかぶってしまっただけで見落とししたとこのようなことでございますので、今回このような変更ということで出したわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。



次に、議案第16号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いいたします。

今回空調機を個別式にするということなんですけれども、3階、4階、5階、震災前はどうかだったんですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 震災前は集中方式でありました。1本でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 受水槽の件についてお尋ねいたします。

この資料の18ページなんですけれども、この汚水槽追加と書いてあるんですけれども、受水槽と汚水槽では全然中身が違うので、この受水槽は震災前はついていたはずなんですけれども、これは壊れてから新しく受水槽をここに設けるのかどうかお尋ねしたいんですけれども。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 受水槽は従来ございましたけれども、今回の汚水槽につきましては、前回の震災でトイレの水を流す場所がないということで新たに今回設置するものでございます。受水槽、図面にあるとおり従来もございました。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） そうしますと、受水槽は1年に一度必ず法的に調査して清掃しないといけないという規定がありますけれども、そういう点は鳥の海温泉の受水槽について、何月ごろ清掃する予定で、計画はありますか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 受水槽の点検でございましたけれども、年に1回必ず点検ということでございます。時期につきましては、今のところ大林組で管理しておりますので、4月以降に改めて検討したいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 請負金額が4億8,400万円ですか。予算的にどのぐらいまでマックスあるかわかりませんが、今回の変更契約、それ以降今後また変更契約という形で手を加えるのか加えないのか。加えるところがあるとなればどの辺までなの

か。その辺について。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 金額的につきましては、工事内容につきましてもですけれども、これ以上の手は加えない考えであります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

#### 日程第11 議案第17号 町道の路線認定について

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第17号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書の24ページをお願いいたします。

議案第17号 町道の路線認定について説明を申し上げます。

今回の町道の路線認定の目的は、防災集団移転促進事業に伴い造成地内に新たに整備している道路及び開発により帰属された道路を認定するものでございます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものでございます。

なお、認定する路線は、路線番号775の江下団地1号線から次のページの800の上

茨田線までの26路線でございます。

なお、起点、終点については記載のとおりでございます。

最初に、26ページから説明を申し上げます。

26ページ、路線番号775の江下団地1号線から782の江下団地8号線までの8路線については、江下団地内の道路でございます。

場所につきましては、学校給食センターの西側地内の道路ございまして、道路延長は1号線から8号線まで合わせまして約2,297メートルございまして、幅員は6メートルでございます。丸印が起点、矢印が終点です。

27ページをめくっていただきますと、路線番号783の上浜街道団地1号線から786の上浜街道団地4号線までの4路線については、上浜街道団地内道路でございます。

場所につきましては、町道柴街道線の南側、そして常磐線の西側地域内の道路でございます。道路延長は1号線から4号線まで合わせまして約580メートルと、幅員は6メートル、丸印が起点、矢印が終点でございます。

28ページに入ります。

787荒浜中野団地1号線から789荒浜中野団地3号線までの3路線については、中野団地内の道路でございます。

場所につきましては、荒浜中学校の西側地域内の道路ございまして、道路延長1号線から3号線まで合わせまして約791メートル、幅員は6メートルございまして、丸印が起点、矢印が終点でございます。

次に29ページ、路線番号790の吉田舟入北団地1号線から792の舟入北団地3号線までの3路線については、舟入北団地内の道路でございます。

場所につきましては、吉田中学校の南側地域内の道路ございまして、道路延長1号線から3号線まで合わせまして約505メートル、幅員は6メートル、丸印が起点、矢印が終点です。

30ページでございますが、路線番号793の吉田大谷地団地1号線から795の大谷地団地3号線までの3路線については、大谷地団地内の道路でございます。

場所につきましては、浜吉田郵便局の南、西側地域内の道路ございまして、道路延長は1号線から3号線まで合わせて約373メートル、幅員は6メートルございまして、丸印が起点、矢印が終点でございます。

31ページに入りまして、796吉田南河原団地1号線から798の南河原団地3号線までの3路線でございまして、南河原団地内の道路でございます。

場所につきましては、吉田小学校の西側地域内の道路でございまして、道路延長1号線から3号線まで合わせまして約430メートルでございます。幅員は6メートル、丸印が起点、そして矢印が終点でございます。

32ページの路線番号799本木線は開発行為に伴う路線でございます。場所につきましては、県道荒浜港今泉線の東側地域内の道路でございまして、道路延長は約98メートル、幅員は6メートルでございまして、丸印が起点、矢印が終点でございます。

最後33ページに入ります。

33ページ、路線番号800番の上茨田線についても、開発行為に伴う路線でございます。

場所につきましては、スーパーキクチの交差点の北側地域内の道路でございまして、道路延長は約76メートル、幅員は6メートル、丸印が起点、そして矢印が終点でございます。

以上で、議案第17号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地

方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第13 議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

日程第14 議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

(以上3件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第14、議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第18号から議案第20号について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書の34ページになります。

議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成26年3月31日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から塩釜地区環境組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、次のページ、36ページをお開きいただきたいと思いますけれども、36

ページに新旧対照表がございますけれども、変更前の表の下のほうに太字で示してございます塩釜地区環境組合、こちらが事務全てをこれも同じ構成団体でございませぬこの表の4行ほど上に記載がございますけれども、塩釜地区消防事務組合、こちらに全て承継した上で、本年3月末をもって解散しまして組合から脱退するということでございます。それに伴いまして、この表にございます構成しております全ての構成団体との事前協議が必要であるということから、当町につきましても、団体数の減少、それからこれに伴います規約の変更について議会の議決を求めるものがございます。

次に、37ページ、お聞きいただきたいと思ひます。

37ページにつきましては、議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について及び40ページをお願いいたします。40ページの議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてと、この2議案につきましても、同様に塩釜地区環境組合が解散に伴う脱退ということから、同様に議会の議決を求めるものがございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いた

します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第21号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第10号）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第21号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第21号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第10号）について説明申し上げます。

亶理町一般会計補正予算書（第10号）をごらんいただきたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正。



歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ145億4,779万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474億1,390万円とする。

## 第2条 繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

## 第3条 債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

## 第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の30ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、今回の補正予算にかかわる全般的な内容について申し上げますと、事業費の確定、それから確定見込みによります減額補正が主なものとなっております。

今回はページ数がかなりございますので、増額補正になるもの、そして減額補正におきましても主に金額の大きいものを中心に説明させていただきますので、ご了承くださいたいと思います。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費1,888万7,000円の増額補正です。東日本大震災によりまして被災した上郡区の集会所のほか、既に予算措置しております港町、鳥屋崎区の建設事業費の精査の結果、不足額が生じたことから亘理町集会所建設事業補助金として1,888万7,000円を増額補正するものでございます。

続いて、34ページをお開きいただきたいと思います。

2款4項4目参議院議員選挙費502万1,000円の減額補正でございますが、平成25年度に実施されました参議院議員選挙関係の事業費の確定によるところの補正でございます。6目の宮城県知事選挙費565万3,000円の減額補正ですが、これについても、平成25年度に実施いたしました宮城県知事選挙関係の事業費の確定によるところの補正でございます。

次に、36ページ、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費1,739万円の増額補正でございます。右の37ページの説明欄にございますが、繰出金といたしまして亘理町国民健康保険特別会計繰出金1,091万9,000円の増額補正ですが、国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰

出金として増額補正するものでございます。

臨時福祉給付金経費の委託料といたしまして、647万1,000円の増額補正ですが、平成26年4月の消費税引き上げに伴いまして、平成26年度において消費税の影響を緩和することを目的に国から臨時の給付金が支給される予定でございまして、その業務を行うためのシステムの開発業務の委託料としまして647万1,000円を増額補正するものでございます。

この給付金の関連項目といたしまして、41ページの上段の説明欄になりますが、子育て世帯臨時特例給付金経費の委託料114万2,000円の増額補正ですが、これも臨時福祉給付金と同様に国から子育て世帯臨時特例給付金が支給される予定でありまして、その業務を行うシステムの開発業務の委託料といたしまして114万2,000円を増額補正するものでございます。

その上の段の障害児福祉事業経費といたしまして、障害児施設給付事業の不足額として176万4,000円を増額補正するものでございます。

4款の衛生費につきましては、44ページをお開きいただきたいと思います。2項1目清掃総務費におきまして、右の説明欄にございますごみ処理経費の互理名取共立衛生処理組合に対するごみ処理負担金1億1,381万5,000円の増額補正でございしますが、この負担金につきましては、現在岩沼市に建設中の新ごみ処理施設の建設工事に伴う負担金でありまして、今回支出いたします1億1,381万5,000円につきましては、全額震災復興特別交付税で措置される予定でございます。

次に、6款農林水産業費につきましては、46ページをお開きいただきたいと思います。

4目農業振興費の農業振興事務経費補助金としまして、3,598万4,000円の増額補正でございしますが、その内訳といたしましては、震災によりまして農業経営を断念した者の土地を集約し、農業振興公社を通じて農業再開者に貸し出すものであり、貸出者に対しまして支援金を交付する事業として、被災地域農地集積支援金交付事業補助金といたしまして1,170万円と、水稻及び転作作物において放射性物質の低減を図るために、農業者に対し塩化カリを配布する事業である放射性物質低減対策事業費補助金としまして2,428万4,000円の合わせて3,598万4,000円を増額補正するものでございます。

続いて、48ページをお開きいただきたいと思います。

3項水産業費1目水産業振興費の水産業振興経費におきましては、補助金といたしまして、宮城県共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金として309万9,000円の増額補正と、宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金としまして897万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、8款土木費でございますが、52ページをお開きいただきたいと思います。

6目復興事業費におきまして、右の説明欄にございますが、災害公営住宅整備事業費48億9,742万6,000円の減額補正と災害公営住宅駐車場整備事業費1,974万円の減額補正でございますが、これにつきましては、主に宮城県施工分の債務負担割合が平成25年度から26年度に変更になったことからそれぞれ減額補正するもので、あわせて後ほど説明申し上げます債務負担行為の廃止及び変更を行うものでございます。

また、次の防災集団移転促進事業費17億3,885万2,000円の減額補正をするほかに、下の55ページの下段の津波浸水区域支援事業費11億2,500万円の減額補正までにつきましても、それぞれ事業費の確定及び事業費の確定見込みによる減額補正を今回するものでございます。

続いて、62ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費の3項2目公立学校施設災害復旧費で、荒浜中学校災害復旧工事等の請負工事費9,343万円の減額補正でございますが、荒浜中学校災害復旧工事及び荒浜中学校プール災害復旧工事、そして逢隈中学校プール災害復旧工事における平成25年度の事業費の見込みに基づき今回減額補正するものでございます。

次に、4項1目災害廃棄物処理費といたしまして、62億9,160万1,000円の減額補正でございますが、亘理町におけます瓦れき量につきましては、当初見込んでいた数量よりも大幅に減になったことと、前年度に引き続き宮城県で委託しておりました2次処理及び瓦れきの運搬等の事業が完了し、瓦れき量の大幅な減少に伴いまして、災害廃棄物処理業務委託料62億8,900万円を減額補正するものでございます。

また、あわせて瓦れきの仮置き場の借り上げ料としまして使用料及び賃借料260万1,000円を減額補正し、合計で62億9,160万1,000円減額補正するものでございます。

続いて、64ページをお開きいただきたいと思います。

5項2目の児童福祉施設災害復旧費1,810万2,000円の減額補正でございますが、65ページの説明欄でございますように児童館の災害復旧費につきましては、荒浜児童館の公有財産購入費の確定によりまして721万1,000円減額補正するものと、保育所の災害復旧費につきましては、荒浜保育所の公有財産購入費の確定によりまして1,089万1,000円減額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、12ページにお戻りいただいております。

歳入でございますが、歳入につきましても、歳出と同様に事業費の確定等によりまして減額するものが主なものでございます。

それでは、これも金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに1款町税でございますが、3億5,860万円の減額補正でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、いずれも増額となっております。これらの増額補正につきましては、震災に係る復興特需による影響によりまして、個人町民税は復興事業の実施等により納税者、それから所得税の増によるものと、法人町民税につきましては、法人数の増加や企業実績の上昇による税収の増によるものと、固定資産税につきましては、償却資産において主に建設会社などが設備投資を積極的に進めていることから増になったものと、たばこ税につきましては、主に町外からの復興関係の労働者の方々が互理町においてたばこを購入していただいていることで、増につながったものと想定しております。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税1億2,555万8,000円の増額補正でございますが、これは次の17ページの説明欄でございますように、普通交付税の確定に伴い379万1,000円を増額補正するものと、歳出で説明申し上げました互理名取共立衛生処理組合負担金の増額等に係る震災復興特別交付税として1億2,176万7,000円の合わせて1億2,555万8,000円を補正するものでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金2項6目災害復旧費国庫補助金としまして55億645万4,000円の減額補正でございますが、歳出でご説明しましたが、災害廃棄物処理費補助金としての事業費の確定によりまして減額補正するものと、あわせて20ページの14款県支出金の2項10目災害復旧費県補助金につきましても、11億7,316万3,000円を同様に減

額補正するものでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。

16款寄附金につきましては、災害復旧・復興のための寄附といたしまして21件214万3,000円を頂戴したほかにふるさと納税など震災以外の目的で32件349万円、合わせまして53件563万3,000円の貴重なご寄附をいただきました。この場をおかりいたしまして、御礼申し上げたいと思います。

次に、17款繰入金でございますが、24ページをお開きいただきたいと思います。

1項10目震災復興基金繰入金10億8,169万5,000円につきましては、復興交付金事業費の減額等に伴い減額補正するものと、12目の東日本大震災復興交付金基金繰入金として60億5,695万円につきましても、復興交付金事業費の減額等に伴い減額補正するものでございます。

そして、24ページの上段になりますが、今回の補正の調整財源としまして財政調整基金繰入金6億8,752万4,000円を減額補正するものでございます。

2項1目の特別会計繰入金8,000万円の増額補正でございますが、これにつきましては、国土交通省施工の阿武隈川河川堤防の復旧工事の下水道の移設工事に関しまして、公共下水道事業特別会計から8,000万円を繰り入れするものでございます。

28ページ、お願いいたします。

20款町債でございます。1項4目土木債6億4,020万円の減額補正ですが、これにつきましては、災害公営住宅整備事業費の減額にあわせこちらも減額するものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページにつきましては、第2表繰越明許費、まずこちらからご説明いたしますが、年度内に事業完了が難しくなりました子ども・子育て支援システム構築事業と荒浜児童館及び荒浜保育所災害復旧事業のうちの用地購入事業の3事業につきまして、それぞれの金額を平成26年度に繰り越すものでございます。

次に、第3表、これについては債務負担行為補正でございますが、初めに補正するものとしたしまして、この一覧表にございますように災害公営住宅関係の工事費及び委託料でございまして、いずれも平成25年度当初予算時に債務負担行為を設定させていただきましたが、吉田地区の集合住宅関係につきましては、整備戸数の見

直しによって設計変更の対応が必要になったことから、今年度中に建設工事及び管理業務、それから駐車場整備工事の契約締結が困難となったことと、戸建て住宅に関しましては、工事の請負方式から亘理町木造災害公営住宅推進協議会からの買い取り方式に変わったことによりまして、支払い時期が完了引き渡し後、いわゆる平成26年度に変わったために、26年度債務負担行為の設定について廃止するものでございます。これらの予算につきましては、平成26年度当初予算に計上する予定でございます。

続いて、変更分につきましては、平成25年度の事業費の確定に伴いまして、平成26年度の消費税の引き上げ及び事業費の精査の結果、いずれも期間の平成26年度までは変更はございませんが、それぞれの事業の限度額の変更といたしまして、宮城県施工分の亘理地区集合住宅の災害公営住宅建設業務委託料としまして28億7,624万1,000円から51億5,968万6,000円に変更するもの。宮城県施工分の亘理地区の災害公営住宅駐車場整備事業業務委託料といたしまして1,764万円から3,528万円に変更するもの。地域資源活用総合交流施設、いわゆる水産センターの建設工事としまして2億9,313万8,000円から3億4,712万7,000円に変更するものと、監理業務委託料といたしまして573万5,000円から676万8,000円に変更するものでございます。

続いて、7ページですが、第4表地方債補正でございます。

漁港修築事業、災害公営住宅整備事業ともに今年度事業の減額に伴いまして、借入金の限度額をそれぞれ1,280万円から右の補正後の欄になりますが、1,090万円に、それから11億6,430万円から5億2,410万円に変更するという内容でございます。

以上で、補正予算関係の説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、31ページ、2款1項1目19節の②、上郡、港町、鳥屋崎、それぞれの金額、わかれば示してください。

次に、41ページ、3款2項1目20節、この障害児施設はどこ施設なのか。まず答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、1点目の31ページ、一般管理経費の補助金でございま

すけれども、まず上郡区が新設建てかえで1,856万3,000円です。次に、港町区でございすけれども、これは変更で55万3,000円の増額でございす。鳥屋崎ですけれども、こちらと同じく変更で22万9,000円の減額でございす。合わせまして1,888万7,000円となっております。以上でございす。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 障害児福祉事業経費の中の20の扶助費でございすが、障害者の通園施設でございまして、主には児童デイの関係で、町内で言えばよっちゃんちとかあとは町内の亘理町の二杉園ということになります。そのほかにも仙台、ほかの市町村に行っている子供もいらっしやいます。以上でございす。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 65ページ、11款5項2目17節財産購入費ですけれども、これはなぜ大幅にこういうふうに減っているのかお願いいたします。

あと6ページ、2表繰越明許費ですけれども、なぜ繰り越しせざるを得なかったのか、その説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 児童福祉施設の災害復旧費でございすが、当初見込んでいた金額よりも金額的に単価が下がったということが1点と、委託料の保育所の関係、こちらにつきまして、測量設計の関係につきまして歩道の整備、都市建設課事業の中と重なりまして、その分について福祉サイドではなくて都市建設課サイドでその分合わせて行っていただいたということとございす。

それから、繰越明許でございすが、こちらにつきましてまず1点目の子ども・子育て支援システム構築事業、27年4月から本格稼働ということで26年中にはいろいろ認定システムとかそういうものも盛り込んだ形でシステムを構築しなければならないんですが、25年度からかかっておるんですけれども、国においてのいろいろな公定価格等の審議等、まだ結果等も出ていないということもありまして、また初めてシステム構築になるわけとございすが、電算会社のほうも立ちおくれているということで繰り越しを余儀なくされているというのが実情とございす。

それから、災害復旧費につきましては、用地購入の関係で一応ほぼ完了なんです、前に全員協議会でもお話しさせていただいた用地の中の1区画ですかね。ちょっと2筆ほどあるんですが、財産相続の関係で裁判所を通じて今管財人を立てて作

業を進めています。その関係が年度内に片がつかないということで、平成26年度に若干入の見込みでございますので、繰り越しということで計上させていただきます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 45ページ、4款2項1目19節①ですけれども、岩沼市につくる清掃センターは全体で総額幾らかかるのか。そのうち名取、岩沼、亶理、山元はどのぐらい負担するのか。今回は1億1,300万円は震災復興特別交付税で全額措置されるとなっておりますけれども、この新しい清掃センターをつくる時の亶理町の負担分で町で単独で負担しなくてはだめな額は幾らなのか。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） ちょっとお待ちください。

済みませんでした。お時間おかけしました。今回の負担金の総額でございますけれども、平成25年の負担金精算の内訳にございますが、新ごみ処理施設建設工事、それから新ごみ処理施設建設工事に伴う施工等業務委託、それから平成25年度の新ごみ処理施設建設工事に伴う技術支援業務委託ということで、契約額総額が8億4,543万9,000円ほどになっております。そのうち3分の1が循環型交付金の事務経費になりまして、その金額が2億3,889万2,000円ということでございます。

残りの市町村で負担する分でございますが、6億654万7,000円になります。そのうち名取市がその負担割合でいきますと2億7,750万1,000円、岩沼市が1億7,005万2,000円、亶理町がこの金額を示していますように1億1,381万5,000円、山元町が4,517万9,000円になります。以上でございます。（「全体で。本年度ではなくて全体で幾らかかるのかということ」の声あり）全てといいますと、つくるのにか。当初計算していたのは130億円ぐらいになりますけれども、そのうち受け差が生じておりますので、金額が約90億円程度になるという試算になっております。以上でございます。（「そのうち亶理は幾らですか」の声あり）済みません。今詳しい資料をここで持ち合わせておりませんので、後でご報告いたします。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 13ページ、歳入のほうです、まず一つは。1款1項の町民税でございます。復興特需で増収されたことは大変喜ばしいことでございますが、現年度課税分で1億9,100万円ほど増額をされております。当初、所得割が1万2,000人が納



税者ですね。そういう見方をしていたと思うんですけども、今回でどのぐらい増加になったのか。

それと、2項の固定資産税。固定資産税がそれぞれ土地、家屋、資産割、その3つがあるわけですけども、それぞれどのぐらいに増加されたのかお伺いをいたします。

あと37ページでございますが、3款民生費の1項1目社会福祉総務費の中で、実は町長の施政方針の中で民生費のシステム開発費で761万円増額されたと載っておりますが、ここでは647万1,000円ということになっております。そここのところの確認というか、差額が生じたことはどういうことなのかということでございます。

あともう1点でございますが、47ページ、6款の農林水産業費の4目農業振興費の中の補助金、被災地域農地集積支援金交付事業補助金1,170万円ほど増額補正されております。この内訳でございますが、この交付補助につきましては、流出、冠水等で被災した市町村の中で、その地域の中に形態として集積することができることに對して補助金交付をされているということでございます。先ほどの説明ですと、農業公社に集積をしてそこから貸し出すということでございますが、その内訳についてお尋ねをいたします。以上です。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） まず、それでは町民税についての増額補正分の内容をご説明申し上げます。

この1億9,100万円の内訳でございますが、先ほど企財課長が申し上げましたとおり1つは復興関連事業によります収入の増加でございます。これについては、ご案内のとおり町で復興事業についての事業の反映ということでございます。

もう一つは、23年度から雑損控除がこの特例で5年間延長されておまして、繰り越しが5年間継続できると。被災家屋の被災した金額を所得から控除できるという制度でございまして、この分が繰り越し、ことし3年目でございますその分が減少してきたという分が大変大きく反映されておるといことが、かたや復興事業のほかの雑損控除の繰り越しがもう減少してきて所得に反映してきて、それが税額になって増収になったということございまして、所得割については、1万二、三千くらいの納税者がおまして、その分の所得割を納めた方が所得割額が増加したという計算になります。

そして、固定資産税でございますが、7,600万円ほどございまして、これも先ほど企財課長がご説明申し上げましたとおり償却資産が7,000万円ほどでございます。これは、復興事業に伴う資機材の事業資産の増加ということでございます。600万円につきましては、当初見込んでいた新築家屋、これは被災者の皆様の代替家屋でございますが、これらの増加ということで600万円、合計7,600万円の増収ということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、2点目の臨時福祉給付金の関係の施政方針というか補正の議案の関係の説明と金額的なことで質問ありましたけれども、施政方針の説明の中で761万3,000円増額補正となっております。それで、こちらの37ページにつきましては、臨時福祉給付金の分の647万1,000円、それから41ページに上段から3つ目ですかね、子育て世帯臨時特例給付金経費ということで114万2,000円、合わせて761万3,000円ということで、両方のシステムを一括的に構築したいということで進めておるんですけれども、その内容につきまして一応それぞれ補助の関係等の申請もございますので、国からいただくお金ですね。その関係で一応事務的な量の関係で案分をさせてもらって、それぞれに計上をさせていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） それでは、被災地域農業集積支援金交付事業補助金についてご説明申し上げます。

この事業は、国で経営マスタープランという形で、以前は1反当たり3万円ほど交付すると。農地を農業をやめて一括10年間貸した場合に交付するという形でしたが、今回は制度要項が25年度から変わりました面積要件でございます。0.5ヘクタール以下が30万円、あとは0.5ヘクタール以上を超えて2ヘクタール以下が50万円、2ヘクタールを超えた場合は70万円を支出するという関係で、国の要項が変わりました。そういう形で集積を図るという形で、これは先ほど公社と言いましたけれども農協さんがとりまとめるという関係でございまして、農協がとりまとめております。

25年度の実績につきましては、荒浜が11件、逢隈が10件、吉田が19件、亘理が5件、町外が2と47件の方がありまして、集積面積が45万228平米でございます。そ

ういうことで、かなりの集積が上がったということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 53ページの復興事業費で約80億円ほどの減額、全体でですね。そして、復興交付金事業、復興基金、そういう基金に戻し入れしているわけですね。大体事業ができなかったことについては、基金に戻したと。その減額した事業ができなかった主な理由というのは、どんなものかと。減額する、こんな大きい80億円もの減額をした理由、主な要因。

あともう一つは、債務負担行為の補正の中で災害公営住宅の戸建て住宅が12億4,500万円ほど債務負担で26年に送っておりますけれども、この相手方の木造住宅推進整備協議会から買い取るという話ですけれども、その木造住宅推進協議会たるところはどのような内容の協議会で、どれぐらいまで整備できるのかと。年度からいって。皆さん待っているものだから。

その辺、2点について伺います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） お答えいたします。

まず、53ページの災害公営住宅整備事業費で48億9,742万6,000円の減となっております。その主なものでございますが、委託費で40億3,000万円ほど減となっております。先ほど企財課長からもご説明がございましたが、これは亘理地区に建設しております下茨田、上浜街道の集合住宅、この県の委託費を減するものでございますが、当初予算では年度内に県から業者等の委託を完了した後、前払い金、それから出来高払い金等の支出が予想されたため、県への委託費として予算額を計上しておったものでございますが、今般県から前払い金等の支出分に係る町から県への委託料、この支出は必要なしという指示がございまして、この分予定しておった支出分が来年度に移行されたということによります減でございます。

それから、災害公営住宅の駐車場整備事業の委託料1,764万円も同様に集合住宅に建設する駐車場分として予定しておったものが26年度に移行するというものでございます。

それから、防災集団移転促進事業費の17億3,800万円の885万2,000円の減額部分でございます。その主なものといたしまして、工事請負費の7億円の減でございます。

すが、これにつきましては、防災集団移転促進事業に係る工事事業26件ほどございますが、こちらの事業確定による減でございます。

それから、同じく負担金、補助金及び交付金の10億円の減でございますが、これは移転費、いわゆる被災者の方々に対する支援事業で行っております移転費補助金の確定によります減によるものでございます。

以上が、復興事業費の主な減の理由ということでございます。

それから、戸建ての買い取りの事業の関係でございますが、昨年町内の建設業者さん、災害防止協議会さんでございます。それから、町内の大工さん等で組織されております建設職組合さん、それから水道工事業者さん等の団体、それから材料を提供することにしております宮城県森林組合連合会さん、それと応援という形になりますけれども、伊達市の商工会議所さん、こちらの主な団体さんが集まりまして、一般社団法人亶理町木造災害公営住宅建設推進協議会、こちらを立ち上げてございます。いわゆるオール亶理という建設職にかかわる皆様が集まって、戸建て住宅の建設をぜひやりたいというお考えで組織された団体でございますので、亶理町といたしましては、戸建て住宅の部分につきましてはこちらの協議会様に建設をお願いすることで、地域性を重視した戸建て住宅の建設とそれから地域の皆様、業者の皆様に建てていただくことによりまして地域振興にも寄与するというので、そのような団体様に建設をお願いすることにしたものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今県で前払い金がないからこれは翌年度債務負担、減額してもよろしいと言っている内容からすると、事業が思うようにはかばかしく進んでいないからことしの分の前払い金は必要ないという解釈になるのか。県のほうから。その1つの回答と、事業確定した防集の減額だと言われましたけれども、事業確定すれば確定で減額した分は、国庫に返還金として返すものなのか。

あと今木造住宅推進協議会、いろいろな方がいっぱい入って協議会、社団法人をつくっているというけれども、この辺で設計とかどの辺まで進んでいるのか。それらについてお願いします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず、県に委託しております集合住宅の建設関係でござ

ございます。これにつきましては、11月に県で工事業者の入札を実施していただきおきまして、当初はかなり厳しいいわゆる入札不調ですとかかなり続いておる状況でございましたので、県でそれぞれの下茨田住宅、それから上浜街道住宅、一括の発注を検討し直しまして、その1工事、その2工事と2分割をして、それぞれ4つの工事で発注をしたところ、無事応札があつて結果も特に問題がなかったということで落札決定した状況でございます。それについて、県議会で12月の議会にかけて承認されたという内容になってございます。

当初はおっしゃるとおり県とのお話合いの中では、9月議会にかけて早目に着工していただきたいという形で町から要望させていただいておったところでございますが、県に急いでやっていただいたわけでございますが、昨今の工事業者の受注状況とか資材の高騰とかそういったこともございまして、若干12月議会にずれ込んだというのはご指摘のとおりでございます。その関係で、着工も若干予定よりおくれたのは、正直なところそういうこともあるところでございますが、町からの負担金につきましては、先ほど申し上げましたとおり今年度分については必要ないという回答が県からあつたものでございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 国庫に返納するののかという話だったんですけども、これについては、ほかの復興事業全体的にいわゆる事業完了時に実績が出てきますので、全ての事業が完了した際に、実績報告とあわせて国庫の精査をして返納するようになるということで今考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） それから、木造の戸建て住宅の現在の進捗状況でございますが、一般社団法人亙理町木造戸建て住宅建設推進協議会さんの中に、当然設計業者さんも入っております。現在、戸建て住宅の設計業務内容につきまして、それぞれ建設する団地ごとに設計業務を実施しているという状況でございます。

現在町から事業要請をしておりますのは、吉田地区に建設します大谷地とそれから南河原の団地になりますけれども、合わせて12戸分の建設の要請をしております。そちらの設計業務をしております。それから、次に要請したのが荒浜中野住宅、こちらの28戸分になりますけれども、こちらの要請も行って、設計業務、それから配置計画、それからあわせて建設工事の見積もりの内容を要請いたしまして、

町で現在それらの提出を受けて審査を行っておるところでございます。その内容につきまして、特に問題がないかどうか確認をした後、宮城県に標準建設費等との比較、検討をお願いいたしまして、問題がないということになれば、具体的に今度は町から協議会さんに買い取りの契約書の締結に向けた交渉と調整という形に入ってまいります。契約書につきましては、あくまで仮の契約という形をとりまして大体おおむね今の見込みでございますが、6月議会には内容をご報告しまして、議会の皆様のご承認をいただければなという形で考えてございます。当然のことながら、工事は議会の承認をいただいた後、工事に入るという内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 55ページです。23節の復興・活性化プロジェクト事業について伺います。

今回1,385万円の減額にしておりますけれども、当初予算は1,958万7,000円、約7割の金額を減額しております。どのような理由でこの7割の事業が減額されたのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この復興・活性化プロジェクト事業、これについては復興事業の効果促進でございまして、地域活性化を目的に主に首都圏におきまして、イチゴ、それから加工品等の販路拡大を図る事業で進んでまいりました。

当初予算におきましては、今高野議員さんおっしゃったようにイチゴの市場の拡大の調査事業費等で1,958万7,000円計上しておりましたが、今現在イチゴ農家の現状として見ますと、既存の販路、いわゆる仙台あるいは北海道に市場を今流していると思っておりますけれども、その販売が順調な状況ということで、今現在としましてはイチゴの市場が現在の状況で拡大するほどまだ生産的余裕もないということから、今回事業の推進についてもう少し時間を要するという事で農林水産課さんとも農協さんとも話しまして判断したことから、今回その分について減額補正したものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そういう状況の中で、約3割は執行しているわけですね。その中で3割執行した金額の中で、委託料、25年度で500万円使っている計算なんですよ

ね。その500万円の委託料の内容はどうだったんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、まだ今報告書をちょっととりまとめ中なんですけれども、亘理町の復興活性化検討委員会、いわゆる首都圏からも企業の方、あるいは元気な日本をつくる会等の方も入っておられまして、今現在報告書という形で調整していますのが、地域資源を活用したまちづくり、これについてはバイオマス等も含めますけれども、そういったまちづくりとそれからイチゴの特産地を目指したまちづくり、持続可能なエネルギー社会を示すまちづくりということで、この3点、要はこれからの新生亘理の創造に向けてのまちづくりの最終的な報告書を今とりまとめている状況でございまして、これらの共通課題の対応と最終的には当面对応する課題についてということで今報告書を取りまとめしておりまして、とりまとめが終わった時点で議員の皆様にご説明したいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食をとるため暫時休憩をいたします。

再開は1時15分といたします。休憩。

午後 0時15分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第22号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計補  
正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第22号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計補  
正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第22号 平成25年度亙理町国民健康保険特  
別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成25年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ  
による。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,914万5,000円を減額し、歳入歳出予  
算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,899万円とするものでございます。「千」が抜  
けております。申しわけございません。加筆願いたいと思います。

今回の補正は、事業費の確定や確定見込み額が確定したものですから減額するも  
のと、それから歳入についてはそれを見込んだルール分を減額するものでございま  
す。

歳出からご説明いたしますので、12、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費141万円の増額でございますが、13ページに書いてあり  
ますとおり国保データベースのバージョンアップ、OAソフトをXP対応から7に  
するものでございます。それと、国保資格高齢需給者証の法改正に伴うシステム改  
修ということで44万1,000円、合わせて141万円を増額するものでございます。

次に、2款4項1目出産育児一時金420万円の減額補正でございます。これにつ  
きましては、国保加入者の出産が減少しているということから見合いの分を減額す  
るものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金1,262万円を減額するものでございま  
す。これについては、1件80万円を超える医療に対する事業でございまして、額の  
確定により減額するものでございます。



次のページ、2目保険財政共同安定化事業拠出金4,374万8,000円の減額でございますが、これについては、1件当たり30万円を超える医療費についての共同事業費でございます。額の確定により減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

3款1項3目高額医療費共同事業負担金315万5,000円の減額、これについては80万円以上の国のルール分の減額でございます。3款2項6目国民健康保険災害臨時特例補助金87万3,000円につきましては、原発避難者の一部負担免除、保険税免除についての国からの特例補助金でございます。増額補正という形になります。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金315万5,000円の減額でございますが、これについても80万円以上の共同負担金に対する県の減額分でございます。

7款1項1目共同事業交付金並びに2目保険財政共同安定化事業補助金、それぞれ2,612万円、6,151万5,000円減額するものでございますが、これについても歳出の減に伴うルール分の歳入減額でございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。

9款1項1目一般会計繰入金1,091万9,000円の増、これにつきましては、保険基盤安定繰入金229万4,000円を増額するものでございますが、これは2割、5割、7割軽減のものの事業についての一般会計から繰り入れする額の確定したもので、今回増額でございます。その他一般会計繰入金862万5,000円については、一時金については減額、財政安定化事業並びに特定検診について増額するというので、今回862万5,000円増額するものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金歳出歳入での増減を見まして、今回2,289万7,000円ほど支出増ということで、財政調整基金から繰り入れるものでございまして、この繰入金を繰り入れますと残高は3億9,308万7,000円となるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 13ページ、1款1項1目13節、ただいまの法改正と説明されましたけれども、具体的にはどういう改正なのか述べてください。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 70歳以上から74歳までの方の分につきまして、今現在特例措置ということで医療費が1割になっておりますが、その部分、71歳到達者から5年にかけて2割に法で定める額にするということへのシステムの対応でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 同じく13ページの1款1項1目委託料で、国保データベースのバージョンアップ委託料ということで、OAのシステム、XPからWindows 7に変更するんだということではありますが、これは国保だけのデータベースなのか。それとも、今役場庁舎内でのシステムアップとの関連はどうか。

そして、あともう一つは研修はやるのかどうか、職員の研修。バージョンアップに伴って研修は必要なか要らないのか。その辺、お聞きします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 今回のものにつきましては、国保会計で使っております独自のパソコン関係のソフトの入れかえということで、それ以外庁舎関係で使っているものについては、ネットワーク関係のコンピューターがございますが、多分それぞれにXPからもう7に切りかえて導入を図っているということで理解をしております。

ただ、ソフトの研修でございますが、そういうふうに以前から導入しているOAでもございますので、特別今回講習をするということは考えておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号 平成25年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号 平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第23号 平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、議案第23号 平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,054万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、奨学教育基金利子の増加に伴います基金積み立ての増額補正でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、最後のページ、10ページ、11ページをお開きください。

1款3項1目基金積立金でございます。10万2,000円の増額補正となります。11ページに説明書きがありますとおり、奨学教育基金利子積立金10万2,000円の増額補正でございます。

参考までに基金の積立残高でございますけれども、この10万2,000円を精査しますと、2億4,713万5,000円となっております。

それでは、歳入に入ります。前のページ、8ページ、9ページをお開きください。

1款1項1目利子及び配当金、同じく10万2,000円の増額となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第24号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第24号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,057万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,910万5,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条 地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、歳入からご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項1目一般会計繰入金250万5,000円の補正でございますけれども、これは一般会計からの繰り入れでございます。

6款2項1目雑入8,017万1,000円の補正でございますけれども、まず国の阿武隈川堤防復旧工事に係ります拡幅部分の下水道管移設に伴います補償費で8,000万円と、阿武隈川下流下水道維持管理負担金の額が確定したことによります返還金17万1,000円でございます。

7款1項1目下水道事業債210万円の減額でございますけれども、流域下水道事業債の減額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

同じく1款1項1目一般管理費8,000万円の補正ですが、一般会計への繰出金でございます。同じく2目維持管理費390万円の補正でございますけれども、マンホールポンプの清掃回数等の増によります委託料の増と公共ますの設置増に伴います工事請負費の増でございます。

2款2項1目流域下水道事業費332万4,000円の減額でございますけれども、阿武隈川下流流域下水道建設負担金の額の確定によるものでございます。

3款1項の公債費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、4ページをお開きいただきます。

第2表繰越明許費。災害復旧費下水道施設災害復旧費、23都災第2955号亘理町流域関連亘理町公共下水道（荒浜排水区）災害復旧事業1,350万円。同じく23都災第2956号亘理町流域関連亘理町公共下水道（亘理第三処理分区その1）災害復旧事業

2億6,401万円。同じく23都災第2957号亶理町流域関連亶理町公共下水道（亶理第三処理分区その2）災害復旧事業2,920万円。同じく23都災第2958号亶理町流域関連亶理町公共下水道（荒浜排水区その2）災害復旧事業5,855万6,000円。計4件で3億6,526万6,000円でございます。

第3表債務負担行為補正、変更でございます。平成25年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金限度額17万円から16万円を減額し、1万円とするものでございます。なお、期間につきましては補正前と同じでございます。

第4表地方債補正、変更でございます。流域下水道事業債を210万円減額し、限度額を3,450万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 4ページ、第2表。26年度になぜ繰り越さざるを得なかったのか、その理由について説明していただきたいということ。亶理第三処理分区というのはどこですか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） まず、繰り越しの理由でございますけれども、この関係につきましては災害危険区域の工事が主でございます。その土地利用につきましてはまだ決定を見てございませんので、その決定を見まして管渠の整備を進めるということでございまして、25年度ではちょっとその決定が見られなかったから繰り越すということでございまして、第三処理分区につきましては、主に荒浜地区が第三処理分区ということで位置づけしてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第

5号)の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(安細隆之君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第25号 平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議長(安細隆之君) 日程第19、議案第25号 平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長(安細隆之君) 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長(阿部清茂君) それでは、議案第25号 平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,168万円とするものでございます。

では、歳出からご説明しますので、一番後ろ10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の126万9,000円の増額補正であります。平成26年4月からの消費税率アップに伴いまして、介護報酬の改定が行われる予定であります。税率アップ前と同量のサービスを利用確保できるように、区分支給限度基準額も改正されますことから、システムの改修を行うための費用として126万9,000円を増額補正するものでございます。

それでは、前のほうに戻っていただきまして、歳入、8ページ、9ページになります。

1款1項1目第1号被保険者保険料6万9,000円の減額補正でございますが、こ

ちらにつきましては、原発関係の避難者の関係で保険料が免除ということになりますので、その分について減額を行うものでございます。1名でございます。

3款2項1目調整交付金につきましては、現年度分の調整交付金、内容につきましては現年度で入る予定なんです、内容的には24年10月から25年3月までの利用者負担の免除分、行ったわけですが、その分につきまして特別調整交付金として718万7,000円ほど歳入を見込んで計上してございます。それから、下の4目介護保険国庫補助金、こちらにつきましては、先ほど歳出で申しあげましたシステム改修の補助ということで2分の1の63万4,000円の増額と、あとは介護保険事業災害補助金、保険料の震災減免分の補助金ということで、計上を6万9,000円させていただいております。

8款1項4目事務費繰入金、こちらにつきましては、歳出で申しあげたシステム改修補助以外の分ということで、一般会計の負担ということで事務費繰入金63万5,000円を計上しております。それから、同じく2項1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、財源の調整ということで歳入歳出の関係から内容的には実質的には特別調整交付金の分の歳入分ということで718万7,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページ、1款1項1目13節ですけれども、確認しますけれども、要介護1から要介護5などは、それぞれで段階によって支給限度額が決まっているわけでありまして。今回消費税が5%から8%になったことによって限度額が変わると理解していいですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） そのとおりでございます。具体的に申し上げますと、介護報酬の単価が上がることによって、結局は要するに支給を受けられる量というのはふえてきます。その関係で改正がなされるということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。



これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算  
(第4号)

議長（安細隆之君） 日程第20、議案第26号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第26号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条、平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第2項営業外収益。既決予定額1億349万3,000円に126万2,000円を追加し、1億475万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第2項工事負担金。既決予定額2,120万円に2,528万7,000円を追加し、4,648万7,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページ、次のページをお開きいただきます。

収益的収入1款2項4目雑収益の126万2,000円の追加補正につきましては、東京電力原発事故に伴います賠償金等でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

資本的収入1款2項1目工事負担金の2,528万7,000円の追加補正につきましては、先ほど公共下水道事業特別会計でもご説明申し上げましたが、荒浜地区におきますところの阿武隈川堤防復旧工事の堤防の拡幅に伴います埋設水道管の廃止に伴うところの工事負担金でございます、国からの交付でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2ページ、今説明ありましたけれども1款2項4目です。東京電力からの賠償金などありますけれども、具体的にもうちょっと説明してください。どのぐらい請求して、どのぐらい賠償されたのか含めて。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 原発の関係の補償料でございますけれども、まず平成23年度分といたしまして機器の購入並びに水道水の検査ということで33万938円、これが25年、昨年12月5日にこれは請求分満額振り込みになってございます。

また、平成24年度分といたしまして、平成24年4月から平成25年3月までの分でございますけれども、これにつきましては、検査費用ということで51万2,400円、これは水道水の検査が主でございますけれども、この分請求した分満額これも振り込みになってございます。これは、ことしになりまして平成26年2月6日に振り込みになってございます。

合わせまして84万3,338円、賠償金として振り込みになってございます。

なお、そのほかの差額につきましては、不用品ということで量水器、メーター交換しますけれども、その引き上げた量水器の売却分ということで、その他の差額はそのようになってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）の件

を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成25年度互理町水道事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結）

日程第22 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結）

日程第23 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結）

日程第24 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結）

議長（安細隆之君） 日程第21、報告第2号 専決処分の報告についてから日程第24 報告第5号 専決処分の報告についての以上4件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 報告第2号から報告第5号について当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、報告第2号から報告第5号まで一括して報告いたします。

議案書の43ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、報告第2号 専決処分の報告について。工事請負変更契約でございます。

平成26年2月18日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書については、隣の44ページになります。

専決処分書。

平成24年度町営袖ヶ沢住宅外壁改修工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

なお、根拠については、下段のほうに記載のとおりでございます。

次の45ページをお開きいただきたいと思います。

まず、資料としまして、工事名が平成24年度町営袖ヶ沢住宅外壁改修工事でございます。

変更契約年月日が平成26年2月18日。

変更請負金額が1億2,051万4,800円。291万4,800円の増額でございます。

契約の相手方につきましては、阿部春建設株式会社でございます。

今回の変更の理由につきましては、各棟の外壁を調査した結果、外壁の改修及び塗装について施工数量が増となったことが今回判明したために変更するものでございます。

工事概要については、この変更後の「変更前に同じ」については、数量そのままでございますが、今回外壁改修の外断熱工法（乾式）の分についてが、1,458平方メートルから1,467平方メートルに、それから外壁塗装の外壁防水型複層塗材（アクリル系）ですが、4,896平米から4,905平米に変更したものでございます。

なお、この後ろの図面等について、赤で塗色しているものが今回の変更分でございます。

工期については、変更前と同じでございます。

続きまして、議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年2月18日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の51ページになります。

専決処分書。

平成24年度町営下茨田住宅外壁改修工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

資料については、52ページをお開きいただきたいと思います。

工事名が、平成24年度町営下茨田住宅外壁改修工事でございます。

第2回変更契約年月日が、平成26年2月18日。

変更請負金額が7,997万3,250円。53万8,650円の減額でございます。

契約の相手方につきましては、阿部春建設株式会社でございます。

今回の変更の理由につきましては、バルコニー、それから階段室の床ビニールシートについて、施工面積ですが現地において調査した結果、当初計画するよりも少なかったことが判明したために今回変更するものでございます。

主な概要については、工事概要に記載のとおりでありまして、バルコニー床ビニールシート張り、これが396平方メートルから351平方メートルに変更と、階段室床ビニールシート張り274平方メートルから242平米メートルに変更したものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

続きまして、56ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第4号 専決処分の報告について。これも工事請負変更契約でございます。

平成26年2月17日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の57ページになります。

専決処分書。

平成25年度亘理町立逢隈中学校プール災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

資料については、隣の58ページになります。

工事名が平成25年度亘理町立逢隈中学校プール災害復旧工事でございます。

第3回変更契約年月日が平成26年2月17日。

変更請負金額が6,072万5,400円。69万9,840円の増額でございます。

契約の相手方については、株式会社斎藤工務店でございます。

今回の変更の理由、概要につきましては、これも現地精査を行った結果、解体工事におきまして既設プールの躯体の厚み、形状が当初想定していたものと異なっていることが現地において判明したために解体施工数量を変更するものと、発生材処理についてマニフェストによりまして今回処分数量が確定したことにより、今回処分数量の変更を行うものであります。内容については、工事概要に記載のとおり

変更数量となります。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

続きまして、60ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年2月17日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書は次の61ページになります。

専決処分書。

平成25年度亘理町立逢隈小学校災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

隣の62ページが資料となります。

工事名が平成25年度亘理町立逢隈小学校災害復旧工事。

第2回変更契約年月日が平成26年2月17日。

変更請負金額が1億8,499万50円。380万5,200円の増額でございます。

契約の相手方については、株式会社斎藤工務店でございます。

変更理由につきましては、外構工事におきまして当初設計におきましては、コンクリート舗装の施工で復旧計画をしておりましたが、渡り廊下からプールまでの仕上げが砕石仕上げ、あるいは既設構造物の突起等がありまして歩行に支障を来すことが判明したため、コンクリート舗装よりも安価なアスファルト舗装に変更し施工範囲を拡大するもので、コンクリート舗装の65.1平方メートルを今回変更により施工しないものとし、アスファルト舗装195平方メートルを変更により新たに施工するものでございます。

それから、渡り廊下部におきましては、鉄骨の仕上げが塗装で当初計画しておりましたが、亜鉛メッキ処理を施してありまして、今後維持管理、デザイン面等を考慮し、塗装を減工するものと床仕上げが防塵塗装仕上げでございましたが、防滑性の塩ビシート張りに仕上げを変更するものでございます。鉄骨部の耐候性塗装床仕上げ防塵塗装を変更により施工しないものと、床仕上げ防滑性塩ビシート張り136平方メートルを変更により新たに変更するものでございます。

それから、電気設備工に関しましては、当初計画でキュービクル内のブレーカー

を改修する予定でしたが、必要容量を検討した結果、改修の必要がないことが判明したため、今回変更により施工しないこととしたものでございます。

機械設備工については、渡り廊下部の干渉部分について精査をした結果、屋体外部給排水設備改修の必要が生じたため、変更により新たに施工するものでございます。

工期につきましては、終期を平成26年2月28日から平成26年3月24日に変更するものでございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で報告第2号 専決処分の報告についてから報告第5号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承を願います。

日程第25 議発第1号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 続いて、日程第25、議発第1号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 提出者から趣旨説明を求めます。鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） それでは、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の朗読をもって趣旨説明といたします。

議発第1号。

平成26年2月27日、亶理町議会議長安細隆之殿。

提出者亶理町議会議員鈴木高行、賛成者亶理町議会議員小野一雄。

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由。先ほどの議案第8号で亶理町職員の旅費に関する条例に定められてい

る支度料の廃止が議決されました。本町議会議員の費用弁償に係る支度料についても、周辺市町村等の状況を鑑み、廃止すべきであると考えことから改正を行うものです。

亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「支度料及び」を削る。

別表第3を次のように改める。

区分。議長、90万円。副議長、80万円。議員、80万円。

附則。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で説明いたします。よろしくご審議方お願いします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第1号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時00分 散会



上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 洋 子